

特定非営利活動法人スマイルはたっこ
四万十市放課後児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スマイルはたっこ（以下「運営者」という）が四万十市の委託を受けて、四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十市条例第23号）に基づき、四万十市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関することを定め、クラブを利用している児童（以下「利用児」という。）に対して適切な遊びおよび生活の場を与え、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 運営者は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気を持った生活の場を与えて、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 運営者は、常に利用者の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重する。
- 3 運営者は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、四万十市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他関係機関との密接な連携に努める。
- 4 運営者は、提供する支援の内容及び事業所の運営状況について自ら評価を行い、その改善を図るとともに結果の公表に努める。
- 5 前4項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十市条例第23号）、四万十市放課後児童クラブ運営基準その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(クラブの名称・定員等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行うクラブの名称、定員、所在地は、次のとおりとする。

学級名		定員	住所
さくら学級 (中村小学校)	第1	30	中村新町3丁目（玉姫会館）
	第2	39	中村新町3丁目16番地（ゆとり教室）
	第3	20	中村新町3丁目（新町集会所）
つばめ学級 (中村南小学校)	第1	33	中村不破上町1949-1 (学校敷地内専用施設)
	第2	31	
	第3	31	
なかよし学級 (東山小学校)	第1	32	安並4100番地（仮設校舎内） ※令和7年度中に新校舎完成後、佐岡949番地 (学校敷地外専用施設)に移転
	第2	31	
	第3	31	
とんぼ学級 (具同小学校)	第1	45	具同田黒1丁目9番6号 (学校敷地外専用施設)
	第2	30	
	第3	30	

どんぐり学級 (東中筋小学校)	29	国見 460 番地 (東中筋小体育館内)
--------------------	----	-------------------------

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 クラブにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職員の職種	職員の員数	職員の職務
放課後児童支援員	支援の単位ごとに2人以上	利用児への支援、利用児の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理
補助員	必要に応じ、支援の単位ごとに1人以上	放課後児童支援員の補助
加配支援員	必要に応じ、支援の単位ごとに1人以上	特別な支援が必要な利用者に対する専属的支援等

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2名以上とするが、1名を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員の中からクラブを統括する者として主任を1名、複数単位を有するクラブには主任を補佐する者として副主任を1名置くことができる。

(開所日及び開所時間)

第5条 開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

開所日	開所時間
平日（学校登校日）	放課後から午後6時
土曜日※8月を除く各月2回程度	基本 午前9時から午後5時 希望者のみ 早預かり 午前8時～午前9時 希望者のみ 居残り 午後5時～午後6時
学校の振替休業日	
長期休暇期間	

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

(閉所日)

第6条 閉所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日・祝日
 - (2) 土曜日※8月を除く各月2回程度は開所日
 - (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで
 - (4) 災害時、感染症流行時などに臨時に閉所することができる
 - (5) 各クラブで閉所日を設けることができる
- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項に規定する閉所日を臨時に変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

(事業の内容)

第7条 クラブで行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用児の健康管理及び安全確保、情緒の安定

- (2) 利用児の遊びへの意欲と態度の形成
- (3) 利用児が遊びを通じて自主性及び社会性、創造性を培うこと
- (4) 利用児の活動状況の把握と、学校・家庭との連携
- (5) 利用児を健全に育成する家庭や地域の環境づくりへの支援
- (6) その他利用児の健全育成上必要な活動

(利用者の保護者が支払うべき額)

第8条 利用児の保護者が支払うべき額（以下「利用料」という）は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 1,000 円
- (2) 基本利用料 利用児が1名の場合 月額 5,000 円
利用児が複数名の場合 月額 4,000 円

2 前項の費用以外に教材費、プログラム参加費など、実費相当額の支払いを求めることができる。この場合、あらかじめ保護者に周知し、同意を得るものとする。

3 1項(2)について、就学援助制度対象世帯は全額免除とする。

4 利用日数に応じた利用料(日割り)の設定はしない。

5 基本利用料等は、運営者が指定する日に、運営者が指定する方法で支払うものとする。

(入会の要件)

第9条 対象児童は、以下のすべてに該当する児童とする。

- (1) 事業の実施地域の小学校に在籍している児童。
- (2) 保護者及び 20 歳以上 65 歳未満の同居家族が、就労、出産、疾病・障害、看護・介護等の理由で、昼間家庭にいない留守家庭の児童。
- (3) 原則、週 3 日以上の利用が見込まれる児童。
- (4) 過去 5 年間に於いて四万十市放課後児童クラブ利用料の滞納がない世帯。

2 同居の祖父母等について、65 歳以上は保育困難と判断する。

3 留守家庭児童を理由に学校指定変更している場合は、入会できない場合がある。

(入所手続き)

第10条 入所を希望する保護者は、所定の入所申込書に必要な書類を添付し、入所を希望するクラブに提出する。

2 入所日は、毎月 1 日とする。

3 4 月 1 日入所を希望する場合は、前年度 11 月に広報される翌年度放課後児童クラブ入所案内に従って入所手続きする。

3 5 月以降の入所を希望する場合は、入所しようとする前月 10 日までに所定の入所申込書に必要な書類を添付し、入所を希望するクラブに提出する。

4 入所定員に達していない場合は、書類選考を経て入所を決定する。

5 入所希望が入所定員を超過している場合は、優先順位に基づいて入所を決定する。障害がある児童、次いで学年の低い児童を優先する。同学年の児童の場合は、ひとり親家

- 庭、留守となる日数や時間が多い、通学距離が遠いなど該当項目が多い順に選考する。
- 6 入所決定されず、入所申請を辞退しない場合は、待機児童として登録される。入所を希望するクラブに空きができた場合、優先順位に基づいて入所決定する。
- 7 入所申請を辞退する場合は、速やかに入所申込辞退届出書を提出する。

(退所)

第 11 条 次のいずれかに該当する場合は、退所するものとする。

- (1) 利用料を 2 か月間滞納したとき。
 - (2) 第 9 条に定めた入所の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 理由なく 2 か月間利用がなかったとき。
 - (4) 支援員等の指示及び制止を聞かず他の児童に対して危害を加える、クラブ内の備品や消耗品等を壊す等の危険行動によりクラブの安全な運営が維持できないと認められたとき。
 - (4) 自己都合による場合。
- 2 自己都合で退所する場合は、退所しようとする前月 10 日までに退所届出書を提出する。

(利用の休止)

第 12 条 8 月（8 月 1 日～31 日）は利用を休止することができる。休止を希望する場合は、7 月 10 日までに休止届出書を提出する。休止届出書の提出があった場合は 8 月利用料を徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 クラブの実施地域は、四万十市立中村小学校、中村南小学校、東山小学校、具同小学校、東中筋小学校区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 保護者は、事業の利用にあたっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 利用児が欠席する場合は、保護者は保護者連絡ツールの連絡機能、電話などの方法によりクラブへ届け出ること。
- (2) クラブは、利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気やけがなどの場合は、速やかに保護者に連絡し、状況によっては利用を中止する場合がある。
- (3) 感染症の発生により、他の利用児への感染の恐れが認められる場合は、クラブは利用児に対して休所を命ずることができる。
- (4) 支援提供上、他の利用児に迷惑となる行為等が見られた場合、クラブは利用の中止又は休所、退所を命ずることができる。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 利用中に利用児の体調に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用中に事故が発生した際は、直ちに関係機関、保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

3 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに関係機関と協議のうえ、損害賠償を行う。

(非常災害の対策)

第 16 条 クラブは、消火器具（消防法施行令（昭和 36 年政令 37 号）大 10 条第 1 項に規定する消火器具をいう）等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決の窓口)

第 17 条 クラブは、その行った支援に対する利用者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 クラブは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 クラブは、業務上知り得た利用児及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用児及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 運営者は、職員が退職後においても、業務上知り得た利用児及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければいけない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 クラブは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(保護者会)

第 20 条 クラブの充実と情報交換のため、各クラブに、放課後児童クラブ保護者会を設置することができる。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 職員の資質の向上のため研修の機会を確保する。

2 運営者は、職員、設備及び備品、会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間保存するものとする。

3 クラブは、利用児への支援に関する諸記録を整備し、市が定める期間保存する。

4 運営者は、業務体制について、常に検証し改善に努めるものとする。

附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。